

松阪市休日・夜間応急診療所レセプトコンピューター式に
係る機器購入及び保守業務委託仕様書

目 次

第1章	調達件名	1
第2章	調達の概要	1
1.	目的	1
2.	適用範囲	1
3.	品名及び数量	1
4.	納入期限、スケジュール、保守期間	6
5.	納入場所	6
6.	納入検査	6
7.	成果物	7
8.	搬入・設置等	7
第3章	保守要件	8
1.	基本要件	8
2.	問い合わせ受付窓口対応	8
3.	システム保守対応	8
4.	ハードウェア保守対応	9
5.	その他メンテナンス	9
第4章	その他特記事項	10
1.	応札者としての条件	10
2.	環境への配慮	10
第5章	契約条件等	10
1.	秘密保持	10
2.	情報セキュリティの確保	11
3.	契約不適合	11
4.	賠償・復旧	11
5.	支払等	12
6.	個人情報保護法に関する事項	12
7.	第三者への請負、著作権等	12

第1章 調達件名

松阪市休日・夜間応急診療所レセプトコンピューター式に係る機器購入及び保守業務委託

第2章 調達の概要

1. 目的

現在、松阪市休日・夜間応急診療所にて利用する医事管理システム（以下、『本システム』）「Hi-SEED」（富士フイルムヘルスケア）を平成28年度より運用している。同システムの導入から7年が経過し、機器交換の目安に到達しているため、今後十分なサポートが得られないことが想定される。

更に、新型コロナウイルス感染症の蔓延もあって、感染症予防や拡大防止に対する対応やさらなる業務の省力化及び効率化のため、キャッシュレス決済対応セミセルフレジを導入するものである。

2. 適用範囲

本仕様書の適用範囲は、松阪市休日・夜間応急診療所本システムで利用するサーバ類、設計、構築（ケーブル敷設、据付等）、動作検証、教育、研修、各種調整、及び保守等、受注者が実施する全ての事項に適用する。

3. 品名及び数量

本システム導入に係るハードウェア及びソフトウェア製品は、買取とする。なお、オンライン資格確認システムについては現行のシステムを使用するため調達は不要であるが、保守は行うこと。

レセプトコンピューター 等

- (1) 対象機器：下記のとおりとし、システムが正常に動作するとともに、国保連合会等へのオンライン請求の機能を有すること、キャッシュレス決済対応セミセルフレジと連動が可能なものであること、また現行のオンライン資格確認システム（「③その他」を参照）が継続使用可能であること（クラウド式可。）。現行システム（Hi-SEED）からデータ移行（患者情報：氏名、住所、既往歴、処方、病名、処置等）が可能であること。また、ハードウェア等の機器は参考機種と同等以上の機能を持ち、システムが正常に動作するものであればメーカー及び機種は問わないが、医療業界において幅広く稼働実績を有したソフトウェアをベースにしたもので、操作性は可能な限り容易であること。さらに、故障や停電等の障害発生時において、診療業務に及ぼす影響が最小限で、復旧時の保守管理操作が可能な限り容易なシステムであること。

① ソフトウェア

- 医事会計ソフト（3台：サーバー1台、クライアント2台）…ORCA（日本医師会）、HOPE SX-S（富士通）、Medicom（ウィーメックス）、MRN（EMシステムズ）等。または同等以上の機能を持つソフトウェア。少なくとも氏名、生年月日により患者データの検索が可能であること。

- 保険証認識システム（2台）…保険証及び福祉医療受給者証をスキャナで読み取り、そのデータを取り込むことが出来ること。
- 薬剤文書発行システム（1台）…処方する医薬品の名称や服用方法、その他医薬品の説明等が表示、印刷出来るものであること。
- レセプト処理システム（1台）…診療報酬請求等レセプトを処理する際に、データ形式及び帳票打ち出しのどちらでも対応が可能であること。
- 薬袋発行システム（1台）…医薬品名、内用薬・外用薬・頓服薬等の区分、服用方法等の処方及び服用に必要な情報が印刷出来るものであること。

② ハードウェア

- サーバ本体（1台）
 - インストールした医事会計ソフトが正常に動作すること。
 - ✧ CPU：Intel Core i-5 3GHz 以上
 - ✧ メモリ：8GB 以上
 - ✧ HDD：2TB 以上
 - ✧ USB：USB3.1 準拠×4 以上、USB2.0 準拠×4 以上
 - ✧ LAN：1000BASE 以上
- クライアント PC（ノート型 2台）…医事会計関係として事務室に設置。
インストールした医事会計ソフトが正常に動作すること。
 - 参考機種：HP ProBook450 G9/CT 4DX8AV-AAQE（HP）
 - ✧ CPU：Intel Core i-5 以上
 - ✧ メモリ：8GB 以上
 - ✧ HDD：500GB 以上
 - ✧ USB：USB3.2 準拠×4 以上
 - ✧ LAN：1000BASE 以上
- 液晶ディスプレイ（1台）
 - ✧ サイズ：21 インチ以上 24 インチ以内
 - ✧ 表示方式：TN 方式液晶
 - ✧ 有効表示領域：476.64×268.11 mm程度
 - ✧ 表示画素数：1,920×1,080 程度
 - ✧ 画素ピッチ：0.248（H）×0.248（V）mm程度
 - ✧ 表示色：約 1,677 万色以上
 - ✧ 入力端子：DisplayPort 規格 Ver1.1a 以上準拠 HDCP1.3、HDMI HDCP1.4 以上、RGB：0.7Vp-p/75Ω 以上
 - ✧ 付属品：電源コード（1.5m 以上）、信号ケーブル（1.5m 以上）、その他必要なもの
- ラベルプリンタ（1台）…お薬手帳（A6 サイズ）に貼り付ける処方医薬品及びその内容を記載したラベルが作成出来ること。モノクロであること。
 - 参考機種：HC4-LX DT305（SATO）
 - ✧ ヘッド密度（解像度）：305dpi 以上
 - ✧ 印字方式：感熱方式専用

- ✧ LCD仕様：TFT カラーLCD、4.3インチ程度 480 (RGB) ×272
最大発色数 1670 万色以上 BRIGHT 調整：10 段階以上
 - ✧ LED仕様：STATUS (赤/青)
 - ✧ 本体メモリ・受信バッファ：メモリ 4GB 以上、バッファ：最大 2.95MB まで
 - ✧ 印字有効エリア：最大長さ 1,500 mm×幅 104 mmまで
 - ✧ 用紙種類：ロール紙
 - ✧ 標準インターフェース：USB2.0 HighSpeed 以上、LAN 1000BASE 以上
- プリンタ (2 台) …カルテ、処方箋、領収証、レセプト等の帳票が印刷出来ること。モノクロも可。
 - 参考機種：COREFIDO B432dnw (OKI)
 - ✧ 印刷解像度：1200dpi 以上
 - ✧ 印刷速度：38 ページ/分程度
 - ✧ インターフェース：1000BASE 以上、USB2.0 以上
 - ✧ メモリ容量：512MB 以上
 - ✧ 印刷機能：自動両面印刷が出来ること。
 - ✧ 用紙種類：普通紙、ラベル紙が使用出来ること。
- プリンタ (1 台) …薬剤情報・薬袋の印刷が出来ること。カラープリンタであること。
 - 参考機種：SG5200 (RICOH)
 - ✧ 解像度：1200dpi 以上
 - ✧ インターフェース：1000BASE 以上、USB2.0 以上、無線 LAN 対応
- 外付けハードディスクドライブ (2 台) …本システムのデータバックアップが出来ること。
 - 参考機種：ELD-REN010UBK (ELECOM)
 - ✧ 容量：1 TB 以上
 - ✧ インターフェース：USB3.0/2.0 以上
 - ✧ 付属品：AC アダプタ、USB3.0 ケーブル他
- 保険証リーダー (2 台) …保険証、福祉医療受給者証読取が出来ること。
 - ✧ スキャナータイプ：フラットベッドタイプ
 - ✧ 読み取り可能サイズ：A6～A8 程度
 - ✧ スキャニングモード：カラー
 - ✧ 光学解像度：600dpi 以上
 - ✧ インターフェース：USB2.0 以上
- スイッチングハブ (1 台) …キャッシュレス決済対応セミセルフレジ関係を含む各配線をここで分岐する。
 - ✧ 1000BASE 以上
 - ✧ ポート数：16 ポート以上確保できること (ハブを 2 台以上 (8 ポ

ート×2台等)用いても可)

- ルーター (1台)
 - ☆ 1000BASE以上
- 無停電電源装置 (1台)
 - ☆ 停電時に保有データを消失することがないように停電発生後、概ね5～10分程度電源を維持し、この間であれば安全にシャットダウンが可能であること。

③ その他

- システムの正常な稼働のため必要となる機器 (プリンタ増設トレイ等)、配線関係 (ケーブル等) 等。
- システムメンテナンスやアップデート、オンラインによる診療報酬請求等、システムが正常に稼働するためにインターネット接続を必要とする場合は、ファイアウォールやVPN装置等によりセキュリティ措置を講じたうえで、外部からのサイバー攻撃等不正なアクセスやそれによるシステムの障害を防ぐものであること。
- 現行のオンライン資格確認システム…機器については現在使用中のものを継続使用するためハードウェアの調達は不要だが、ソフトウェアの保守は行うこと。
 - (ア) オンライン資格確認 PC (1台: ELECOM LB-JB18/M01)
 - (イ) モバイルディスプレイ (1台: アイオーデータ LCD-CF131XDB-M)
 - (ウ) ルーター (1台: YAMAHA RTX830)
 - ◆ マイナンバーカードリーダー (1台: ALMEX) の保守については、メーカーと本市とで別途契約する。

(2) 機器選定に当たっての留意点:

- ① 本システムの構成について、構成品一覧を提示すること (メーカー型番が分かる品目表を提出すること)。
- ② 同一の種類の機器に関しては、機種及び型番・スペックを全て統一すること。
- ③ ソフトウェアはサーバ側とクライアント側とでバージョンを統一すること。
- ④ 本仕様書に記載されている規格等と比較し材質・仕様・色・大きさ等が機能的・品質的に同等以上の物品で見積りする場合は、メーカー名・規格・定価等が証明できる書類等を添えて同等品承諾願書を指定期日までに本市に提出し、担当課の承諾を得ること。

キャッシュレス決済対応セミセルフレジ

- (1) 対象機器: 下記のとおりとし、レセプトコンピュータとの連携が可能なもの。選定にあたっては、(2) 機器選定に当たっての留意点に記載している機能を保有するものであること。

- ① ソフトウェア
 - POS レジシステム (1式)

- 会計データ連携システム（1 式）
 - 患者データ連携システム（1 式）
 - セミセルフ会計システム（1 式）
 - その他システム稼働に必要なソフトウェア…セキュリティソフト、リモートメンテナンスソフト（VPN 接続により行う）等。
- ② ハードウェア
- PC 本体（デスクトップ型 1 台）…5 年分保守を含む。
 - CPU：Intel Celeron J1900 以上
 - メモリ：4GB 以上
 - HDD：128GB 以上
 - USB：USB2.0 準拠×4 以上
 - LAN：100BASE 以上
 - 外付けハードディスクドライブ（1 台）…レジシステムのデータバックアップが出来ること。
参考機種：ELD-REN010UBK（ELECOM）
 - ① 容量：1TB 以上
 - ② インターフェース：USB3.0/2.0 以上
 - ③ 付属品：AC アダプタ、USB3.0 ケーブル他
 - タッチセンサー式モニタ（職員側：15 インチ程度 1 台、患者側：10 インチ程度 1 台）…PC 本体と一体型も可。
 - 自動釣銭機（紙幣）（1 台） 参考機種：RAD-300（グローリー）
 - 自動釣銭機（硬貨）（1 台） 参考機種：RT-300（グローリー）
- ③ その他
- システムの正常な稼働のため必要となる機器、配線関係（ケーブル等）等。
 - システムメンテナンスやアップデート等、システムが正常に稼働するためにインターネット接続を必要とする場合は、ファイアウォールやVPN 装置等によりセキュリティ措置を講じたうえで、外部からのサイバー攻撃等不正なアクセスやそれによるシステムの障害を防ぐものであること。
- (2) 機器選定に当たっての留意点：
- ① POS システムを有し、各種集計データの蓄積機能を備えていること。
 - ② 各種集計データは、業務中または業務終了後に簡単な操作でいつでも確認ができる仕組みであること。
 - ③ 各種集計データは、現金決済額とキャッシュレス決済額を分けて集計できること。
 - ④ 各種集計データのバックアップ対応が可能なこと。
 - ⑤ 現金決済では、POS レジシステムと自動釣銭機が連動していること。
 - ⑥ キャッシュレス決済では、POS レジシステムと連動可能であるキャッシュレス端末が流通していること。（キャッシュレス端末は本市において指定代理納付業務受注者と別途契約する。）

- ・クレジットカード決済と電子マネー決済を必須とする。
 - ・バーコード決済は、有償のシステム改修を要せずにバーコード決済が可能となる拡張性を有していること。
 - ・決済金額の連動。(二度打ちが発生しないこと。)
 - ・決済完了の連動。(キャッシュレス決済成立による決済完了。)
- ⑦ 患者側ディスプレイに支払額、投入金額、釣銭が表示されること。
 - ⑧ 職員側操作画面はカスタマイズ可能であり、会計時の操作を効率良く行うことができること。
 - ⑨ 本仕様書に記載されている規格等と比較し材質・仕様・色・大きさ等が機能的・品質的に同等以上の物品で見積りする場合は、メーカー名・規格・定価等が証明できる書類等を添えて同等品承諾願書を指定期日までに本市に提出し、担当課の承諾を得ること。

4. 納入期限、保守期間

- (1) 納入期限：令和6年1月31日

受注者は本システム機器等の搬入・設置、本システムの設計・構築・インストール及び環境設定・動作検証・研修等を納入期限までに完了し、使用できるようになった当日から運用可能な状態でサービスを開始できること。なお、納入後において本システムが利用できない場合は、代替機能を受注者の責任と負担で提供すること。ただし、ソフトウェア等作成において医療法改定について厚生労働省からの必要な情報や指示の遅れなど、受注者の責に帰さない要因による納入期限の遅延が生じた場合は、協議の上で納入期限の延長について協議できることとするが、その場合でも機器等の搬入・設置はこの期限までに行うこと。

- (2) 保守期間：令和6年2月1日から令和11年1月31日まで

本契約にかかる保守は複数年契約、保守料発生は令和6年2月分からとする。

5. 納入場所

本システム機器等については、松阪市休日・夜間応急診療所（松阪市春日町一丁目19番地）に納入するものとし、詳細については本市と協議のうえ、作業を実施すること。

なお、当該システムを仕様書に記載の納入期限までに利用可能な状態とすること。

また、現行システム「Hi-SEED」におけるデータは、直近1年分を移行すること。

6. 納入検査

本システム機器等の納入完了後に本市による納入検査を行う。なお、納入検査には受注者が立ち会うこと。納入検査の結果、本システム機器等の全部又は一部に不合格品が発見された場合には、受注者は直ちに当該機器等を引き取り、その代替機器等を本市の指定した日時までに納入すること。

7. 成果物

本調達の結果物は以下のとおりとする。

また納入成果物は書面・電子媒体とする。

書面での提出書類は、原則として A4 判とし、日本語で記載すること。部数は、正 1 部及び副 1 部とし、電子媒体 1 部を併せて提出すること。原則として、媒体の種類は、CD-R とし、ファイル形式は、本市で採用している読み書き可能な形式に合わせる。これ以外の形式を利用する場合は、本市と相談すること。

なお、専門用語には必ず説明を付すこと。

(1) 作業実施計画書

本業務の実施にあたり、業務全体の管理について、工程表や作業体制等を明記した作業実施計画書を契約締結後速やかに提出し本市の承諾を得ること。

工程や作業体制に変更が生じた場合は、本市と協議のうえ、実施することとし、新規作業実施計画書をその都度提出すること。

(2) 構成図

ハードウェア構成図、納入機器一覧、その他、本市の指示する資料を提出すること。

なお、本資料は、契約締結後設置完了までに提出し本市の承諾を得ること。

(3) 設計書

提案書や各種計画に基づき、本システムに係わる設計資料を提出すること。

(4) 導入計画書

構築の実施内容や導入手順等の資料を提出すること。

(5) 作業報告書

導入作業等について、本システム及び関連システムの動作確認結果を含む作業報告書を提出すること。

(6) 操作・運用マニュアル

① 日々のオペレーションや障害等発生時に参照可能な手順書を作成すること。

② バックアップやパッチ適用等、必要と考えられる項目に対して記述されていること。

③ 障害等発生時の一次切り分けの際に利用できる内容であること。

④ 故障したときの対応手順書（トラブル対応、復旧手順、役割分担、連絡先等）を作成すること。

(7) その他の成果物

その他、本市との協議のうえ、必要と判断された成果物があれば、別途提出すること。

8. 搬入・設置等

(1) 本システム機器等の搬入・設置等は、受注者の責任と負担において行うものとする。

また、本市及び他業者との調整が必要な場合、受注者に発生する費用（調整に係る工数等）については本調達の範囲内とすること。

(2) 本市の指示する場所に搬入・設置を行い、梱（こん）包箱・残ケーブル等当該機器の利用に不要なものは撤去すること。なお、運用開始日以前に当該機器の設置場所の変更が生じた場合は、本市の指示に従って移設等を行うこと。

- (3) 本システム機器等に付随する CD-ROM 等の電子媒体については、当該機器の運用及び保守に必要なもののみ本市において保管し、それ以外は受注者において保管すること。
- (4) 搬出入のルート等を本市の指示に従い、実施すること。また、必要な手続きについては遅滞なく行うこと。
- (5) 運用開始日までに、機器を使用する職員に対して教育・研修等を行い、運用引き継ぎを円滑に行うこと。
- (6) 本システム機器の不具合やバージョンアップ等による取替時等、新システムが完全に稼働することを確認した後、受注者は廃棄することとなる機器等（養生品、機材等を含む）を、本市の施設内より撤去・搬出すること。また、そのために必要な全ての経費は、全て受注者の負担で用意すること。

第3章 保守要件

1. 基本要件

- (1) 受注者は、保守対応における責任体制を明確にするため、担当者名を明記した保守体制図を提出すること。なお、体制を変更する必要がある場合には、変更内容を記載した書面をもって報告し、本市の承諾を得ること。
- (2) 障害発生時には、本市と綿密な調整・連携を行い、受注者の責任と負担で保守作業を行うこと。
- (3) 本システム機器について、技術的サポートを行うこと。また、今後の運用中に本システム機器と他の機器との接続及び別途調達した本ソフトウェアを本市がインストールするような場合、本市と密接に連絡が取れる体制にあり、連絡があった場合は支援すること。

2. 問い合わせ受付窓口対応

- (1) 受注者は、本市からの本システムに関する問い合わせや、各種保守対応依頼を一元的に受け付ける問い合わせ受付窓口を設けること。
- (2) 問い合わせの受付については、平日（月曜日～金曜日）9時00分～17時00分を基本とするが、松阪市休日・夜間応急診療所は主に休日及び夜間、深夜及び年末年始等に使用するものであることから、不具合が発生したとき等保守にあたっては、松阪市休日・夜間応急診療所の運営に支障が生じることはないよう、対応が可能な緊急連絡先の設置または応急措置を提示すること。
- (3) 障害について対応したときは、障害報告書を作成し、本市に報告すること。

3. システム保守対応

- (1) 本調達システムにおいて、重大障害発生時や切り分け困難時等、本調達で納品されたハードウェア及びソフトウェアの各製造元（メーカー）が単独では解決できない事象発生を想定し、受注者において、ハードウェア・ソフトウェアで構成されるシステム全体の保守を実施すること。
- (2) 受注者は、対応依頼を受け付けた障害を解消するため、適切かつ迅速な対応を行うこ

と。必要に応じて、各メーカーと協力し、ハードウェア保守対応、ソフトウェア保守対応を行うこと。

- (3) システム保守対応の対応時間は、問い合わせ受付窓口対応の受付時間に準ずる。ただし、対象製品の故障の重要度、緊急度が大きいと判断した場合、本市から要請した場合はこの限りでない。
- (4) 発生した障害に対して解析を行い、原因を究明し、再発防止策を検討すること。
- (5) 本調達内容に関する、本市からの問い合わせ、相談に応じること。

4. ハードウェア保守対応

- (1) 各ハードウェア障害時には、当該機器又はそれを構成する部品等の調達・交換・修理等を迅速に行う等、受注者の負担により常時正常な稼働を保証すること
- (2) 本システム機器の保守に関して、メーカー等が提供するハードウェア保守サービスに準ずる安定したサポート及び保守サービス品質の維持を図ること。
- (3) 本システム機器に障害が発生した場合、(2)の保守サービスレベルの範囲で、ハードウェア障害と判断された時点から、速やかに技術者を派遣し、障害装置の修復、故障部品の修理にあたるものとする。なお、保守期間中は、必要な交換部品を必ず提供することが可能なこと。
- (4) 受注者は、問い合わせ受付窓口対応の障害に備えるため、各ハードウェア及びソフトウェアのメーカー等へ、本市から直接問い合わせが可能な窓口を用意すること。
- (5) 修理又は交換を行う際に、ラックからの取り外しや、据え付け・調整作業が必要な場合は、実施すること。また、必要に応じて、本市と協議のうえ、設定内容の再投入等、設定作業を行うこと。
- (6) 修理対応後、障害個所の修理又は交換後、機器が適正に機能するか動作確認すること。
- (7) 本調達ハードウェアに搭載された HDD に障害が発生した際に、当該 HDD を取り外し交換した場合、取り外した HDD については受注者にて廃棄を行うこと。また廃棄に当たって電磁的記録の抹消・破壊などの適切な措置を講ずること。

5. その他メンテナンス

- (1) 本システムは 24 時間 365 日の安定した連続運用が可能であること。
- (2) 本システムを停止することなく、データベースのバックアップ等のメンテナンスが行えること。
- (3) マスタファイルや設定ファイルの登録・更新により、プログラムの変更なしに、容易にシステム保守が行える仕組みをもっていること。またその方法はユーザー側の要求に応じて情報提供できること。
- (4) マスタファイルや設定ファイルの登録・更新による動作確認の為、標準機能としてテスト環境が構築されていること。
- (5) テスト環境から本番環境へ、テーブル単位のマスタデータ移行が可能であること。また、その逆も可能なこと。
- (6) 設定ファイルは一元管理されていること。但し、端末毎に設定内容の変更・削除を可能とし、診療部署の運用に柔軟に対応できること。

- (7) 設定ファイルは専用の設定ツールを持ち、保守性が高いこと。
- (8) マスタ・設定ファイル・文書のテンプレートはサーバで一括管理し、ユーザーの配信の作業が発生しないこと。
- (9) 診療科、診察室、部署、職員（システム利用者）、運用制限時間等、診療所の基本的な組織・運営に関わる情報について、変更が生じてもマスタ設定により画面、帳票の修正が容易に可能なこと。ただしデータの追加等により画面や帳票のレイアウトが異なる場合や特殊設定が必要な場合は、この限りではない。
- (10) マスタの内容を随時変更する必要がある場合は、マスタ保守画面を開いて、マスタ登録・更新が可能なこと。

第4章 その他特記事項

1. 応札者としての条件

応札者は、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 保守業務に携わる主たる担当者の体制図を明記した担当者一覧表を提出すること。
- (2) 本調達に係る業務を行う事業者は、事業者組織全体のセキュリティを確保するとともに、本市から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。
- (3) 入札にあたっては、システム等を正常に稼働させるうえで、必要な周辺機器やケーブル等配線関係、設置費用及び導入費用、第2章の4.の(3)に記載の保守期間の保守業務費用（既存のオンライン資格確認システム保守分を含む）等を含んだ金額とすること。なおその際は、レセプトコンピュータ、キャッシュレス決済対応セミセルフレジそれぞれの内訳、及びオンライン資格確認システムも含めた各機器保守業務費用の月額も入札書類に明記すること。
- (4) (3) にあたり入札上限額は次のとおりとする。
 - (ア) 購入費： 5, 990, 000円（消費税相当額抜き）
 - (イ) 保守料： 3, 542, 000円（消費税相当額抜き）

2. 環境への配慮

導入する機器等について、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策等の環境配慮を行うこと。

第5章 契約条件等

1. 秘密保持

- (1) 受注者は、履行期間中はもとより履行期間終了後であっても、本業務を履行するうえで知り得た本市に係る情報を第三者に開示又は漏えいこととし、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 本市が提供する資料は原則貸し出しとし、本市の指定する日までに返却すること。当該資料は複製してはならず、原則として第三者に提供し、又は閲覧させてはならない。
- (3) 上記(1)の情報及び(2)の資料を第三者に開示することが必要となる場合は、事前に本市と協議のうえ、本市の承諾を得ること。

2. 情報セキュリティの確保

受注者は、本市が保有する情報セキュリティポリシー等（以下「ポリシー等」という。）を遵守しなければならない。また、本市の保有するポリシー等については、「1. 秘密保持」に基づき、その内容を秘密にする措置をとらなければならない。

受注者は、セキュリティを確保するために以下の措置を講ずることとし、発生する費用は本調達に含まれるものとする。

- (1) 本調達に係る業務の実施において知り得た機密情報（本市及び国の安全に関する重要な情報）については、情報のライフサイクルの観点から管理方法を定め、その秘密を保持し、また当該業務以外の目的で利用しないこと。
- (2) 受託者は、本市からの求めがあった場合に、受託者の資本関係・役員等の情報、受託作業の実施場所に関する情報、受託業務の従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提供すること。
- (3) 本調達に係る業務の遂行において、定期的に情報セキュリティ対策の履行状況を報告するとともに情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある場合には、直ちに本市に報告すること。これに該当する場合には、以下の事象を含む。
 - ・ 受注者に提供し、又は受注者によるアクセスを認める本市の情報の外部への漏えい及び目的外利用。
 - ・ 受注者による本市のその他の情報へのアクセス。また、被害の程度を把握するため、受注者は必要な記録類を契約終了時まで保存し、本市の求めに応じて成果物と共に本市に引き渡すこと。
- (4) 受注者の講ずる情報セキュリティ対策が本市の所有するポリシー等の基準を満たしていない場合には、受注者は、本市と協議のうえで追加的なセキュリティ対策を講ずること。
- (5) 本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、本市が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、本市がその実施内容（監査内容、対象範囲、実施等）を定めて、情報セキュリティ監査を行う（本市が選定した事業者による監査を含む。）。
また、受注者は自ら実施した外部監査についても本市へ報告すること。
- (6) 情報セキュリティ監査の実施については、これらに記載した内容を上回る措置を講ずることを妨げるものではない。

3. 契約不適合

納入日から起算して1年以内に本システム機器等の設計・設定及びこれらに搭載されるソフトウェアについて契約不適合が発見された場合には、受注者は本市の請求により他の正常な機器等と引き換え又は修理し、又はその契約不適合によって生じた損害を賠償すること。なお、それ以上の保証期間の明記があるものは、当該期間の保証義務を負うこと。

4. 賠償・復旧

本業務に起因して、正常な使用状態で本市の他の機器及び本システムに不具合が発見さ

れた場合は、受注者の責任と負担で復旧のための措置を迅速に実施すること。

5. 支払等

本業務の導入費の支払いについては、入札価格（税抜）に100分の110を乗じて得た金額を納入検査後請求のあった日から起算して30日以内に支払うものとする。また、保守委託料の支払いについては、入札価格（税抜）に100分の110を乗じて得た金額を60等分した金額を月額とし、毎月後払いするものとする。ただし、月額に端数が生じた場合は、初回支払いに含める。

6. 個人情報保護法に関する事項

受注者は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」又は、当該法律を遵守するために受注者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を取り扱うこと。

7. 第三者への請負、著作権等

- (1) 受注者は、本業務の全部を一括して又は主たる部分を請負等により第三者に実施させてはならない。ただし、次の場合においてはこの限りではない。
 - ① 受注者が、書面により請負等を受ける業者の名称・住所・請負等の業務の範囲・請負等の必要性・請負等の金額等を事前に本市に申請し、その承諾を受けた場合。なお請負等の内容を変更しようとする場合も同様とする。
 - ② 受注者が、コピー・ワープロ・印刷・製本・トレース・資料整理・計算処理・翻訳・参考書籍等の購入・消耗品購入・会場借上等の軽微な業務を請負等しようとする場合。
- (2) 上記に基づき、第三者に業務を請負等する場合は、「1. 秘密保持」及び「2. 情報セキュリティの確保」に従いその者に対し、秘密の保持及び情報セキュリティの確保を同様に請負契約等において課すこと。
- (3) 受注者が上記(1)に基づき第三者に請負等する場合において、請負等を受けた第三者が更にその業務の一部を請負等する等複数の段階で請負等が行われるときは、予め当該複数段階の請負等を受ける業者の名称・住所・請負等の業務の範囲を記載した書面（履行体制に関する書面）を本市に提出しなければならない。当該書面の内容を変更しようとする場合も同様とする。
- (4) 受注者が上記(1)に基づき第三者に業務を請負等する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受注者が負うものとする。なお、再々請負等の場合も同様とする。
- (5) 本業務の実施にあたっては、必要に応じて納入場所の環境について事前に確認を行うこととし、本市の業務に極力支障が生じないよう計画し実施すること。また、各種システムの円滑かつ安定的な稼働に支障を来すことのないよう業務を実施すること。
- (6) 本業務の実施に必要な工業所有権及び著作権等については、全て受注者の責任において当該工業所有権及び著作権等の使用に必要な費用を負担し、使用承諾等に

係る一切の手続きを行うこと。

- (7) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受注者の責任と負担において一切の処理をすること。
- (8) 本業務の実施に伴い、本システム等の搬入・設置・修理・交換等物理的作業の実施にあたって本市の敷地内の作業場所を使用する場合は、事前に本市に申請しその承諾を得なければならない（ただし緊急に措置しなければならない場合を除く）。その場合、受注者は作業場所を整理・整頓し、安全に留意して事故の防止に努めるとともに、労働基準法・労働安全衛生法を遵守して安全の徹底を図り作業すること。当該作業に伴い必要となった養生品・梱（こん）包箱等で当該作業の後不要となるものは、受注者の負担で速やかに撤去すること。
- (9) 既設建物（特に室内装飾）を汚損又は破損しないように細心の注意をもって行うこと。また、受注者の責めに帰す事由による構造物及び道路の損傷、土地の踏み荒らし等、第三者に与えた損害に対する費用等は全て受注者の負担とする。
- (10) 受注者は、本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書により難い事由が生じた場合及び本仕様書に記載のない事項については、直ちに本市と協議のうえ、解決に向け両者とも最善の努力を行うものとし、独自の解釈によって行うことがないように十分注意すること。
- (11) 本業務の実施にかかる入札にあたり、本仕様書に記載されている参考品の規格等と比較し材質・仕様・色・大きさ等が機能的・品質的に同等以上の物品で見積りする場合は、メーカー名・規格・定価等が証明できる書類等を添えて同等品承諾願書を指定期日までに本市に提出し、その承諾を得ること。
- (12) 本仕様書に記載なき事項でも、本システムの設置・稼働・運用に必要と認められる事項は、本市と協議のうえ、実施すること。

連絡先：松阪市健康福祉部健康づくり課 脇田 TEL 23-1364